

2017 年 5 月になりました



5月はどんな時期か？

スギ花粉のピークも過ぎ、気候も暖かいまま安定するので、大変過ごしやすいシーズンです。月の初めには4月から続くゴールデンウィークもあり、多くに人が外へ繰り出します。心地よい風と若葉の緑が目立つ、さわやかな季節です。一方、4月に新生活をはじめた人たちが、新しい環境に適應できないことで生じるうつ状態、「五月病」がしばしば起こる時期でもあります。

<http://kirowa.com/calendar/calendar5.html>

2017 年 5 月の税務

期 限	項 目
5 月 10 日	▶ 4 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5 月 15 日	▶ 特別農業所得者の承認申請
5 月 31 日	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
	▶ 3 月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
	▶ 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
	▶ 9 月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 2 月、3 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告（1 月決算法人は 2 ヶ月分、個人事業者は 3 ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
	▶ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
	▶ 自動車税の納付 鉾区税の納付

<http://www.essam.co.jp/eigyosyo/sendai/tax-calendar.html>

新年度には4月以降もさまざまな改正・見直しが予定されています。

(図表) 【2017年度中に変わる予定の7つのこと】

	出来事	時期(予定)	概要
1	一般家庭向けの都市ガスの自由化	2017年4月1日	一般家庭向けの都市ガスの小売全面自由化がスタートします。
2	固定価格買取制度の改正	2017年4月1日	新認定制度の創設や買取価格の決定方法の見直しなど、固定価格買取制度が変わります。
3	外国人の訪問介護	2017年4月1日	EPA(経済連携協定)に基づき、介護福祉士資格を取得した外国人による訪問介護が可能になります。
4	所得拡大促進税制の拡充	2017年4月1日以後に開始する事業年度	適用が賃上げ率(平均給与などの支給額)が前年度比2%以上に緩和され、税額控除額も拡大します。
5	研究開発税制の見直し	2017年4月1日以後に開始する事業年度	適用範囲の拡大や控除率の上乗せなどが行われます。
6	改正個人情報保護法の施行	2017年5月30日施行	個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となります。
7	改正消費者契約法の施行	2017年6月3日施行	消費者からの契約の取り消しが認められる範囲が拡大します。

(出所: 関係各所Webサイトなどを参考に日本情報マート作成)

(注) 2017年3月時点で判明している内容です。

<https://www.ganbarusite-daido.jp/report/trend/bp500013/>

車に関する税金が変更になります

エコカー減税、2017 年度と 2018 年度について決定しました！

国土交通省の「平成29年度自動車局税制改正要望結果」の「車体課税の見直し」により、エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）の平成29年度以降に適用される内容が分かりました。乗用車についてですが、一番目を惹くのは「2 年間延長」ということ、そして平成 29 年度と平成 30 年、つまり 2017 年度と 2018 年度でもエコカー減税の対象になる燃費基準値と減税率などの内容が違っていることです。

【更新：2017/2/17】現行と平成29年度税制改正要望結果によるエコカー減税の比較表を国土交通省の参考図から、比較し易いように経済産業省王を参考にした図に更新しました。

新車の販売台数におけるエコカー減税対象車の割合が現在は約 9 割となっているのを多すぎるとして、2段階で 7 割に絞り込むということから、まず 2017 年度（平成 29 年度）は新車の販売台数の約 8 割へ、そして 2018 年度（平成 30 年度）は約 7 割にエコカー減税の対象縮小ということから、そのエコカー減税の要件の内容はかなり厳しくなるという印象を持ちました。

例えば、スバルは一部の車種でハイブリッドカーをラインナップから外して、ガソリンエンジン車のみとしています。現行でもエコカー減税による減税率は少ないのに 2017 年度（平成 29 年度）からはエコカー減税の対象から外れるという事になります。

これは、他の自動車メーカーにも言えることで、現在エコカー減税の減税率の少ない乗用車はエコカー減税の対象でなくなります。

【注意点】平成 29 年度（2017 年度）と平成 30（2018 年度）とありますが、自動車取得税と自動車重量税では対象の期間が一月ずれます。

■自動車取得税：2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日と 2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

■自動車重量税：2017 年 5 月 1 日～2018 年 4 月 30 日と 2018 年 5 月 1 日～2019 年 4 月 30 日

ちょっと前までエコカー減税により自動車税が免税で自動車取得税も非課税だった「平成 27 年度燃費基準＋20%超過」の燃費値でも、2017 年度（平成 29 年度）は自動車税が 25%軽減で自動車取得税も 20%軽減と減税率は最低限となります。

そして 2018 年度（平成 30 年度）は・・・自動車重量税が本則適用で自動車取得税は対象外となってしまう。

では乗用車のエコカー減税の要件についてご紹介していきますが、現行のエコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）と、平成 29 年度税制改正要望結果により 2 年間延長されるエコカー減税の 1 年目、平成 29 年度（2017 年度）、2 年目の平成 30 年度（2018 年度）を分かり易く比較した表は以下ようになります。

自動車取得税

区分	現行		2017 年 4 月 1 日 ～ 2018 年 3 月 31 日	2018 年 4 月 1 日 ～ 2019 年 3 月 31 日
	取得時		取得時	取得時
電気自動車等		→		非課税
平成 32 年度燃費基準+40%達成				
平成 32 年度燃費基準+30%達成		→		80%軽減
平成 32 年度燃費基準+20%達成	非課税	→	60%軽減	60%軽減
平成 32 年度燃費基準+10%達成	80%軽減		40%軽減	40%軽減
平成 32 年度燃費基準達成	60%軽減		20%軽減	20%軽減
平成 27 年度燃費基準達成+10%達成	40%軽減		20%軽減	—
平成 27 年度燃費基準達成+5%達成	20%軽減		—	—

自動車重量税

区分		現行			2017 年 5 月 1 日～ 2018 年 4 月 30 日		2018 年 5 月 1 日～ 2019 年 4 月 30 日	
		取得時	初回 継続検査		取得時	初回 継続検査	取得時	初回 継続検査
電気自動車等				→				免税
平成 32 年度 燃費 基準	+50%達成							免税
	+40%達成							
	+30%達成				免税	-	75%軽減	-
	+20%達成							-
	+10%達成				75%軽減	-	50%軽減	-
	達成				50%軽減	-		-
平成 27 年度 燃費 基準	+10%達成	25%軽減	-	→	25%軽減	-	本則適用	-
	+5%達成		-		本則適用	-	-	-
	達成	本則適用	-		-	-	-	-

上記のようになりますが、電気自動車等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車においては、電気自動車、天然ガス自動車を指します。

また、現行制度では「新車新規検査時に免税を受けた車両について初回継続検査時も免税」となっていますが、平成 29 年度税制改正により以下ようになります。

- 平成 29 年度は「新車新規検査時に免税要件を満たし、かつ、平成 32 年度燃費基準＋40%を達成している車両について初回継続検査時も免税」
- 平成 30 年度は、「新車新規検査時に免税要件を満たし、かつ、平成 32 年度燃費基準＋50%を達成している車両について初回継続検査時も免税」

上記は乗用車の場合の 2017 年度(平成 29 年度)と 2018 年度(平成 30 年度)のエコカー減税の内容となりますが、現行のエコカー減税の要件よりかなり厳しい内容になっています。

これだともうハイブリッドカーでないと普通のガソリンエンジン車の乗用車では、エコカー減税を受けられたとしても少ない減税率となりますね。

が、じつはエコカー減税が上記のように変わるという事は、新車だけへの影響だけでなく、エコカー減税対象車として購入して現在使用している乗用車にも継続検査時(車検時)の自動車重量税に大きく違いが出てきます。

現行では「平成 27 年度燃費基準＋5%超過」している乗用車は、継続検査時(車検時)の自動車重量税はエコカーの「本則税率」が適用されます。

しかし、平成 29 年度に継続検査時(車検時)を受ける乗用車は「平成 27 年度燃費基準＋10%超過」を平成 30 年度に継続検査時(車検時)を受ける乗用車は「平成 32 年度燃費基準達成」をしている乗用車でないと継続検査時(車検時)の自動車重量税はエコカーの「本則税率」が適用されません。

区分	乗用車 2年自家用				
	エコカー	エコカー以外			
	本則税率	13 年未満	13年経過		18 年経過
車両重量			H28.3.31 まで	H28.4.1 以後	
～1トン	10,000 円	16,400 円	21,600 円	22,800 円	25,200 円
～1.5トン	15,000 円	24,600 円	32,400 円	34,200 円	37,800 円

～2トン	20,000 円	32,800 円	43,200 円	45,600 円	50,400 円
～2.5トン	25,000 円	41,000 円	54,000 円	57,000 円	63,000 円

上記は一番対象の多い0.5トンを超えて1トン以下から2.5トンまでの例ですが・・・エコカーに適用される本則税率とエコカー以外に適用される新車の新規登録から13年未満の乗用車と比べても1.5倍以上の自動車重量税の税額となります。

出典：経済産業省ホームページ

(http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/161215a/pdf/161215a002.pdf)